

令和8年度 第2 みなとデイサービスセンター 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 法人の理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

2. 法人の基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

3. 施設の基本方針

指定地域密着型サービスに該当する第2 みなとデイサービスセンターは、第2 愛港園に認知症デイ専有区画を設け、落ち着いた環境で、専門性の高い個別のケアサービスを提供していきます。日々のレクリエーション・機能回復訓練を取り入れた日常生活リハビリ等を積極的に実施することで、利用者の皆様が落ち着いた雰囲気の中で満足できる楽しいひと時を提供していきます。

4. 運営指針

法人理念・基本方針を軸に、変化する社会福祉関連法などを正確に熟知し、適切なサービスを提供していきます。

- (1) 短期運営指針・数値目標

【経営】

安定的な経営基盤の確保のため、利用率 85%以上を目指しサービスの質の向上と運営の健全化を図ります。施設会計については、会計監査法人による外部監査を実施し、透明性を確保します。

【利用者サービス】

定員 12 名という小規模な特性を生かし、利用者個々に寄り添ったサービスの提供を心がけ、介護者の負担軽減を図り住み慣れた地域で生活が続けられるよう関係機関と連携したサービス体制の構築に努めていきます。

また、2024. 3. 21 に第三者評価を受審しました。抽出された課題等については改善し、家族様からのご意見を反映しながら、サービスの質の向上を図り、次回受審に向けての準備を進めてまいります。

【地域公益活動】

デイサービス事業者連絡会や地域における社会資源との連携の中で課題を抽出し、地域における様々なニーズにきめ細かく柔軟に対応していくため、事業所の持つ機能を最大限に活用していきます。

【職員確保と育成】

法人本部と連携し、広告媒体やインターネットの活用等により介護・看護職員を確保していきます。人材育成の目的は介護の質の向上であり、法人の理念と基本方針を理解し、事業所の使命・達成すべき個人の目標を的確に把握し、また継続的に成長できる職員を育成します。法人の貴重な「人財」として活躍できる職員となるよう育てていきます。また、介護現場には介護ロボット等の ICT 機器を柔軟に取り入れ、業務の効率化を図り、サービスの質の向上とともに職場環境の改善を進め、人材の定着を図ります。

(2) 中長期運営指針

認知症を抱えても住み慣れた地域の中で自分らしい生活が継続できるよう関係機関との連携を強化し、穏やかで安心して過ごすことができる体制づくりに取り組みます。

また、認知症ケアについての知識と技術を学び、常に最新の専門的な認知症ケアを継続して提供します。地域のニーズに応え、ご要望のあるご利用者は可能な限り受け入れ、社会貢献・地域貢献に尽くすとともに、安定した運営ができるよう努めます。インターネット等による情報公開と情報発信に努め、様々な意見を取り入れ、サービス内容について定期的に見直し、改善を繰り返しながら、ケアの充実を図っていきます。

5. 介護サービスの基本的な考え方

- (1) 利用者満足度の追求・苦情への対応

当事業所のサービス内容について、年に一度アンケート調査を実施するとともに、事業所内に意見箱を設置し苦情や要望が出しやすい環境を整備します。苦情や要望があった際は速やかに苦情解決委員会に諮り、申立者に対しご納得頂ける対応を行います。内容に関しては記録に残し、サービスの向上・改善に努めます。

（２）健康維持管理サービス

事業所来所時や、入浴等身体への負担が大きい支援を行う前に、または利用者の状況に応じ随時バイタルチェックを実施します。脱水症状防止、血液疾患予防の為、入浴後及び利用中４回を目安に水分補給を行い、看護職員による体調管理を行います。また、バイタルの数値や疾患の有無についてご家族に報告し、必要な処置を行う等、心身の安定や疾患の早期発見と改善に努めていきます。

（３）食事サービス

食卓の雰囲気や気を配り、利用者の嗜好や季節の食材を生かした献立を適温で提供するとともに、治療食や嗜好による代替食など利用者の状況に応じた食事を、和やかな雰囲気の中で食べていただけるようにします。

2022 年度より委託給食業者（LEOC）と契約を結び、栄養及びカロリー計算のなされた食事を提供いたします。

（４）リハビリ

障害の軽減と残存機能の活用による生活の質の改善には、リハビリテーションの実施が有効です。介護は主にその人の生活を支えることにあり、リハビリは日常生活動作を改善してその人なりの生活を楽しむことができるよう支援することにあります。リハビリの有効性を認識した上で、個別の機能訓練を実施し、日常生活に活かしていただく事で、在宅生活の継続を支えます。

（５）余暇活動等

トランプやゲーム、塗り絵、折り紙、輪投げ、散歩、将棋、麻雀等を通じ、楽しみながら他者との交流をもつことにより、社会的役割意識の獲得と孤立感の解消を図っていきます。音楽鑑賞やレクリエーションプログラムにより、精神面での安定と豊かさを感じていただきます。２ヶ月に１回以上の、種々の楽器を用いた生の演奏を取り入れたボランティアの方にもお越し頂き、演奏を楽しませて頂いております。上記のように、個別の嗜好に適したレクを各種取り入れる事で、認知症の中核症状から発生する周辺症状（行動・心理症状：ＢＰＳＤ）の低減や安定を図る様なプログラムを取り入れていきます。

（６）サービスの質の向上

提供するサービスの質の向上にむけ、事業所内外の研修に積極的に参加できるよう努めます。研修項目として「認知症理解、個人情報保護（プライバシーの保護）、身体拘束廃止、倫理・法令遵守（コンプライアンス）、感染症及び食中毒への対応、人権尊重」等の講習に参加し、研修等で得た情報は報告・伝達を確実にし、職員全員で共有できるようにします。

また、サービスの質の向上のために、居宅サービス事業者自主点検表の作成、介護サービス情報の公表制度への情報提供、第三者評価受審等を実施し、それらの結果を積極的に公表し、利用者やその家族等がサービスを受ける際の情報として利用できるようにします。

（７）人権重視のサービス提供（身体拘束ゼロ・虐待防止の推進）

高齢者に対する虐待は家庭や施設等でも身近な問題として存在します。「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、誰もが直面する人権問題として捉えるとともに、特に介護に携わる私たち専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のケアの実現を目指すことが求められています。この問題を常に認識し、高齢者への虐待防止に積極的に取り組んでいきます。高齢者虐待防止を推進していく上で、利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の設置・開催、虐待防止指針の整備、研修を実施するため、担当者を定め取り組んでいきます。

身体拘束は利用者の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活や活動を阻むものです。利用者の人権を尊重し、安易な身体拘束を正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束廃止に向けた意識を高めます。身体拘束を廃止するための委員会を設置・開催し、身体拘束廃止のための指針の整備、研修の実施により、介護職員の人権意識を高めていきます。

6. 配置される職員体制について

（１）求める職員像・適正人員体制

認知症ケアではパーソン・センタード・ケア（認知症の人を一人の個人として尊重し、その人の視点に立つてケアを行うアプローチ）という手法が提唱されています。これは、介護の専門職が利用者の個別性を重視し、生活の質（QOL）向上や尊厳の保持を実践する考え方です。このような基本理念を身につけることが職員に求められており、基本理念の実践は、継続的・計画的に教育していくことで培われ、利用者サービスの向上につながっていきます。

適正人員については「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生省令第34号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準」（厚生省令第36号）に定める内容を遵守します。

（2）会議・委員会・研修

毎月の職員会議・サービス検討会議・ケース検討会議・職員研修等において、サービス内容の検討や改善に向けた情報交換等をおこない、組織として統一された意識を持ち、より良いサービスを提供していきます。

介護関係の資格を持たない職員に対しては、認知症の人の尊厳の保証を実現していく観点から、認知症についての理解・利用者主体の支援等、介護に関わる基本的な心構えを持ち、認知症利用者への対応力を向上させるため、「認知症介護基礎研修」の受講を必ず行います。

また、運営推進会議を年2回開催し、利用者及びそのご家族・関係者、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、地域住民代表2名、区内の小規模多機能型居宅介護施設管理者、法人役員、スタッフが参加し、利用者の生活支援・認知症対応型通所介護の運営等について建設的な意見交換を行います。その際は広報誌「みなとの風」を発行し、利用者の近況や事業所での取り組みを報告するなど、内容の充実を図っていきます。

（3）法人内事業部・事業所間の連携

法人内の介護保険事業所が同じ敷地内にあり、居宅介護支援事業所・グループホーム・介護老人福祉施設という、地域の高齢者に対するサービスを一体的に運営しています。地域の高齢者が安心して暮らす事のできる地域福祉サービスの拠点として、各施設・事業所がより連携を強化し、ささいな事で相談に来られ、地域の高齢者やその家族が穏やかで安心して生活していく事ができる環境作り、コミュニティ作りに努めます。

7. ハラスメント対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と、安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけた、おとしめたりする行為

・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員の他、取引先事業所の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を応じます。

8. 危機管理

（1）事故防止等安全対策

利用者に重大な被害を及ぼす事態やそのおそれがある場合、利用者の生命・身体及び安全を守ることを最優先に考えます。また、サービスを提供するにあたり事故ゼロ報告・ひやりはっと報告を活用し、リスク要因の収集と分析に努めるとともに、事故発生時には迅速な対応を行い、速やかに改善策を講じていきます。

（2）個人情報保護・情報管理の徹底

個人情報の取り扱いについては当法人で定める個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき関係法令を遵守します。利用に際し個人情報の種類、利用目的、利用方法、提供方法等を明確にし、契約時に十分な説明と同意を得ることで個人情報の保護に取り組んでいきます。

（3）業務継続計画（BCP）

自然災害発生によるライフラインのストップ、新興感染症がまん延した場合などを想定し、業務継続計画を策定し突然の事態にも施設業務を継続できるよう備えます。緊急時にも遅滞なく速やかに対応できるよう訓練（シミュレーション）や内部研修を実施し、計画の評価等を定期的に行い、常に活用できるよう内容を整備します。

（4）防災災害等緊急時の対応

緊急時に備え職員の体制を整え、全員が緊急対応マニュアルを理解・習得することで人命の保護を最優先に行動できるようにします。災害時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火訓練等、同敷地内の介護保険施設と協力し、合同で実

施します。それ以外にも事業所独自に年に2回、火災・地震による津波に備えた避難訓練を実施します。

(5) 感染症への対応

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、発生を想定した訓練（シミュレーション）を実施していきます。

職員が感染症を施設内に持ち込むことのないよう、常日頃より体調管理に努め、出勤時の検温・うがい・手洗い・手指消毒から業務中のマスク着用、デイルーム及び使用する車輛の消毒など、基本的な感染症予防対策を徹底して行い、感染症予防及びまん延防止に取り組みます。マスクやガウン、消毒用アルコールなど備蓄物品の定期的な在庫確認を行い万一来に備えつつ、職員には感染症対応の知識を浸透させるために計画的に研修を行い、いざという時に即応できる体制を作ります。又、これまで経験してきた感染対応時の知識を活かし、高い「感染対応力」のある事業所を目指します。

地域で感染症が流行した場合でも、地域住民が安心して利用できる通所介護サービスの提供が可能となるよう努めます。

(6) 防犯に関する対策

利用者にとって生活の場である介護事業所では、外部からの不審者の侵入や事業所内備品の盗難など、防犯への対策も必須課題の一つです。戸や窓など施錠の随時確認や巡回の強化を図り、万が一利用者・職員に危害を加えるような第三者を発見した場合は、直ちに同敷地内にある介護事業所（愛港園・港在宅・ときめき）と連携をとり、警察への通報・利用者の安全確保など適切な対応が協力して行えるよう体制を整備します。また、防火意識の向上や防火教育の一環として防火管理に関する有資格者を増やし、専門知識に基づいた防火管理体制を強化していきます。

(7) 応援・協力体制の強化

自然災害や感染症など突発的に起こる事案に対し、大阪府・大阪市・社会福祉協議会との協定に基づき外部組織への応援・協力を積極的に応じていきます。他法人・他施設の一時的な職員減や必要物品不足などに即応できる体制を組み、ともに難局を乗り越えていきます。